

岩手県総合計画審議会条例

昭和 54 年 10 月 23 日 条例第 29 号

(設置)

第 1 条 県政の総合的な計画の策定及び推進に関する重要事項を調査審議させるため、知事の諮問機関として岩手県総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

(1) 市町村長

(2) 学識経験者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会は、知事が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 5 条 審議会は、必要に応じて学識経験のある者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、政策地域部において処理する。

(補則)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。